

経営編

MANAGEMENT

INDEX

Part 1 **コーポレート・ガバナンス**
19 基本的な考え方
20 危機管理

Part 2 **コンプライアンス**
21 コンプライアンスに対する考え方
23 情報セキュリティへの取り組み

07年度 HIGHLIGHT

海外危機管理専門部会の設置>>>詳細はP20へ

海外での危機発生の予防のため海外危機情報の共有や研修・訓練、緊急事態発生時の対応にあたるために設置しました。

コンプライアンス推進体制の整備>>>詳細はP21へ

コンプライアンス推進体制を強化するためコンプライアンス推進本部を設置、コンプライアンス担当者を各機関で指名するなど組織・体制を整備しました。2008年度再発防止アクションプログラムを公表しました。



コンプライアンス担当者、関係者を対象としたコンプライアンス研修

コーポレート・ガバナンス

THEME

基本的な考え方

J-POWERグループでは長期的な発展と企業価値の向上を図り、ステークホルダーからの信頼を得るため、コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底が極めて重要な経営課題であると認識しさまざまな取り組みを行っています。

コーポレート・ガバナンス体制

J-POWERの取締役13名は、「J-POWERグループ企業理念」のもと「J-POWERグループ企業行動規範」に従い、確固たる遵法精神と倫理観に基づく誠実かつ公正な事業活動を率先垂範し、その社員への浸透を図っています。また取締役会・常務会・経営執行会議により意思決定の機能配分を行い、さらに執行役員制度導入による取締役と執行役員の業務執行分担を通じて、責任と権限を明確にし、的確かつ迅速な意思決定と効率的な会社運営を行っています。

また、監査役会を構成する監査役5名（うち社外監査役3名）は、取締役会などの重要会議への出席や、取締役などからの業務執行状況の聴取によって取締役の職務執行状況を監査するほか、会計監査人と連携しての会計監査ならびに社内各機関および主要子会社の監査を実施しています。

さらに、今後取締役会による監督と監査役会による監視、という両輪の機能を一層強化すべく、以下のような施策を検討・実行していきます。

- ・取締役会への助言機能としてアドバイザー・ボード設置
- ・監査役会による監視機能の強化（代表取締役・取締役との意見交換の充実等）
- ・2009年度の実施に向けて、取締役会の体制の充実（社外取締役の導入、取締役と執行役員の権限整理等）を検討

その他、適切な業務執行を確保するため、社長直属の組織として業務監査部を設けて業務執行に関する内部監査

を行っています。さらに、企業活動の透明性とアカウンタビリティの向上を図るため、社長を委員長とした「情報開示委員会」を設置しており、積極的、公正かつ透明な企業情報の開示を適時に実施しています。

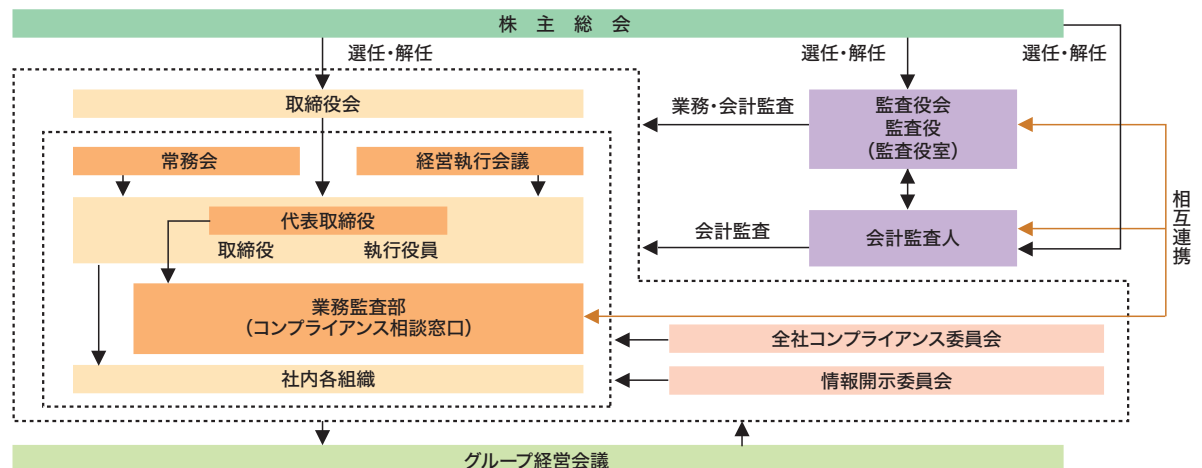
関係会社管理にあたっては、J-POWERグループの経営計画に基づき、J-POWERグループ全体として総合的発展を図ることを基本方針とし、社内規程に従い関係会社の管理を行うのに加え、グループ経営会議により、企業集団における業務の適正さの充実を図っています。

日本版SOX法への対応状況について

J-POWERグループでは、金融商品取引法（「日本版SOX法」）の内部統制報告制度の適用初年度に向け、財務報告にかかわる内部統制システムの整備推進を図ってきました。これまで、金融庁より示された実施基準に基づき、全社的な内部統制、業務プロセスにかかわる内部統制、ITを利用した内部統制の観点から、J-POWERグループ全体における財務報告に影響するリスクの識別およびそれに対応するコントロールを明確にするため、可視化（文書化）や規程類の整備を完了し、定着に向けた活動を実施しています。

2008年度からは、経営者自らが内部統制の評価を行うべく、業務監査部が中心となり有効性の評価を行い、PDCAを廻しJ-POWERグループにおける内部統制システムを確立していきます。

■ J-POWERグループのコーポレート・ガバナンス体制



危機管理

J-POWERの事業を取り巻くリスクは複雑化・多様化しており、私たちは自己責任に基づきさまざまなリスクを的確に把握するとともに、危機発生時にはこれを適切に管理していくことが求められています。私たちはこのようリスクを十分認識し、顧客、株主、地域などのステークホルダーはもちろん、社会から信頼を得られるようリスクおよび危機発生に対する全社的な取り組みを行っています。

危機管理体制

J-POWERは、危機管理体制として、(1)「危機管理対策チーム」の常設、(2)本店各部・現地各機関における危機管理責任者・担当者の選任を行い、(3)必要に応じて「危機管理対策本(支)部」を設置して対応にあたることとしています。また、(4)海外における事業の増加を踏まえ、「海外危機管理専門部会」を設置し、海外での緊急事態等に備えています。

(1) 危機管理対策チーム

- ①本店総務部に「危機管理対策チーム」を常設し、危機事象の予見・発生時の速やかな初期対応、ならびに危機管理対応業務の総括を行っています。
- ②危機管理対策チームでは以下の事項を所掌しています。
 - ・危機の予見・発生時の初期対応
 - ・リスクの把握、リスク情報の収集・管理
 - ・教育・訓練の推進 ほか

(2) 危機管理責任者・担当者

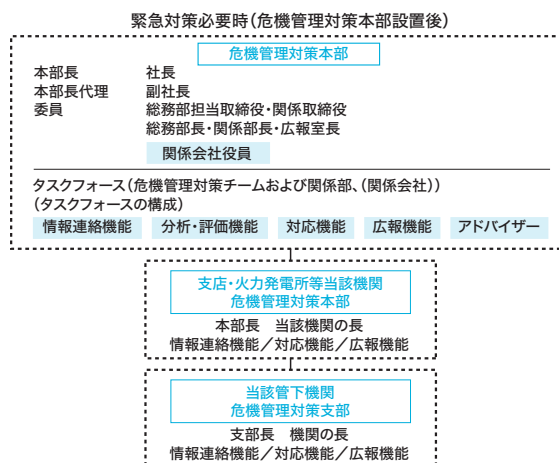
- ①本店および現地各機関における危機管理責任者・担当者を選任し、迅速な初期対応ならびに情報伝達を図っています。

(3) 危機管理対策本(支)部

- ①危機の予見・発生時において、その重大性から緊急対策の必要がある場合は、速やかに危機管理対策本(支)部を設置して対応にあたります。

(4) 海外危機管理専門部会

海外における事業規模の増加に伴い、危機管理対策チームの下に海外危機管理専門部会を設置しています。



防災への取り組み

近年、地震・異常気象による水害等の自然災害が頻発しています。

J-POWERは基幹ライフラインを担う電気事業者であり、災害対策基本法や国民保護法において指定公共機関に指定されています。このため、従来から防災体制の整備に努め、防災業務計画ならびに国民保護措置計画を策定・公表し、災害に強い企業を目指してきました。

社内では「非常災害対策および国民保護措置規程」をはじめとする災害発生時の対応マニュアルを整備し、本店から現地各機関まで体系的な防災態勢を構築しています。

体制の整備とともに、緊急時に適切に対応できるよう、各機関において定期的に防災訓練を実施し、実践力の向上を図っています。

防災専門部会の活動

新 湯島中越沖地震以降の自然災害の頻発・甚大化傾向を踏まえ、J-POWERの送変電システム全体の総合的かつ実効的な防災対策を図るべく、2005年に関係部門の横断組織として「防災専門部会」を設置し、土木・建築技術をはじめとするJ-POWERの知見を活用して、各設備の被害想定と影響分析、その対策の検討と実施を行っています。

具体的には、国等の検討において発生が懸念されている東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の地震に対するJ-POWER関係地点

の影響の検討を行い、必要な補強等の対策を進めています。建築施設については、人命および施設の重要性等を勘案し、耐震診断、耐震補強設計・工事を実施し、全社的な防災力の向上を図っています。

これらの活動をはじめ、J-POWERは今後も積極的に防災対策に取り組み、災害発生時の損失の最小化を図り、電気事業者としての社会的責任を全うし、災害に強い企業体質の構築による企業価値の向上を目指していきます。



防災訓練の様子

COLUMN